

再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	林道事業（過疎山村地域代行林道事業）				
地区名	中口尤線				
事業箇所	北設楽郡設楽町津具 地内				
事業のあらまし	<p>本路線は北設楽郡設楽町の北東部に位置し、主要地方道東栄稲武線と一般県道津具大嵐停車場線を結ぶ延長 6.6km、利用区域面積 300ha の幹線林道である。</p> <p>本路線を開設する区域は人工林率が高く、林道を開設することで、森林整備の効率化、木材生産性の向上が期待されるため、平成 18 年度から事業を実施している。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 森林整備の効率化 林道を開設することにより、間伐等の森林整備を、1 年当たり利用区域面積の 1% 実施する。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する） —</p>				
計画変更の推移		事前評価時	再評価時	変動要因の分析	
	事業期間	H18～H28	H18～H36	土地所有者との調整が難航し、同意を得るのに時間を要した。	
	事業費（億円）	10.8	9.9	地元調整の結果、線形を変更したことに伴う延長及び事業費の減	
	経費内訳	工事費	10.8	9.9	
		用補費	—	—	
その他		—	—		
事業内容	林道開設 延長 7,232m 幅員 4.0m	林道開設 延長 6,579m 幅員 4.0m			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】 本路線の利用区域内には森林整備の実施が必要な森林が多いが、路網整備がなされていないため森林整備が進まない状態にある。</p> <p>【再評価時の状況】 林道の開設に伴い順次森林整備が実施されており、開設の効果が発揮されつつある。未開設の区域については依然として路網整備実施の必要性がある。</p> <p>【変動要因の分析】 特に大きな変動要因はない。</p>			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。 ※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p> <p>【理由】 現地の状況及び林業をとりまく状況に大きな変化はないため。</p>		

